

教育課程又は教員組織に関わる重要な変更の届出について
(デジタルコンテンツ系専門職大学院認証評価)

2018年1月11日決定

2024年3月15日改定

公益財団法人 大 学 基 準 協 会
デジタルコンテンツ系専門職大学院認証評価委員会

1. 届出の対象期間等

- (1) デジタルコンテンツ系専門職大学院認証評価に関する規程に定める届出について、公益財団法人大学基準協会（以下「本協会」という。）のデジタルコンテンツ系専門職大学院認証評価を受審したデジタルコンテンツ系専門職大学院を置く大学が、次のデジタルコンテンツ系専門職大学院認証評価までに行う届出の対象となる期間は、当該認証評価結果を公表した翌年度の4月1日から4年間とする。
- (2) 上記（1）に定める期間内に、教育課程又は教員組織に関して重要な変更を行った場合、当該デジタルコンテンツ系専門職大学院を置く大学は、その翌年度の7月末日までに本協会会長宛に届出を行うものとする。
- (3) 上記（1）及び（2）にかかわらず、届出を行うべき年度に本協会のデジタルコンテンツ系専門職大学院認証評価を受審しようとする大学は、届出を行うべき年度の前年度に行われた重要な変更について、デジタルコンテンツ系専門職大学院認証評価に関する規程に定める届出を行わず当該認証評価の受審に代えることができる。
- (4) デジタルコンテンツ系専門職大学院認証評価に関する規程に基づいて「改善報告書」を本協会に提出しようとする大学は、届出を行うべき重要な変更が「改善報告書」において求められる報告事項にあたる場合、「改善報告書」による報告をもって届出に代えることができる。

2. 届出の対象範囲

- (1) デジタルコンテンツ系専門職大学院基準の大項目における「教育の内容・方法・成果」及び「教員・教員組織」のうち、以下の各項目に相当する変更が行われたときは、届出を行うものとする。
 - ①「教育の内容・方法・成果」
 - a. カリキュラム体系（科目群編成等）の変更、コース制の改編など、教育課程に大きな変更があった場合（項目：教育課程の設計と授業科目、評価の視点2－2）
 - b. 課程の修了要件を変更した場合（項目：学習成果に係る基礎要件（基礎要件データ表7）
 - c. 授与する学位の名称を変更した場合（（項目：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針に係る基礎要件（基礎要件データ表3））
 - d. 新たに通信制による授業を導入する、あるいは（逆に通信制の大学院が）通学制による授業を導入するなど、授業の方法に大きな変更を行った場合（項目：教育課程の設計と授業科目、評価の視点2－3）

②「教員・教員組織」

- a. 教員数が前年度に比べて大幅に（2割以上）異動した場合（項目：教育にふさわしい教員の配置に係る基礎要件（基礎要件データ表9～15））

③その他上記に関連する変更

- a. 研究科・専攻名称の変更があった場合
- b. 定員を増減した場合

3. 届出事項に対する評価体制・評価プロセス

- (1) デジタルコンテンツ系専門職大学院認証評価に関する規程に基づく届出があった場合、本協会はこれを受理し、遅滞なくデジタルコンテンツ系専門職大学院認証評価委員会（以下「本委員会」という。）において当該届出事項に関する評価を行う。
- (2) デジタルコンテンツ系専門職大学院認証評価に関する規程に定める措置について、本委員会は、当該デジタルコンテンツ系専門職大学院の意見を聞いたうえで、必要に応じ「評価結果」に当該事項を付記する等の措置を講じ、当該年度の3月末日までにその結果を通知するとともに、本協会ホームページ等を通じこれを社会に対し公表する。
- (3) 本委員会は、上記（1）に定める評価を行うに際し特に必要と判断した場合、次の各項目の措置を取ることができる。
 - a. 当該事項に関する評価を行う分科会の編成
 - b. 当該デジタルコンテンツ系専門職大学院に対する実地調査の実施
 - c. 当該デジタルコンテンツ系専門職大学院に対するヒアリングの実施
 - d. その他、デジタルコンテンツ系専門職大学院教育の質の保証の観点から必要と判断した措置の実施

4. 届出の方法等

(1) 届出の方法

所定の様式「認証評価後の重要な変更について（届出）」（届出様式1）により、下記提出書類を添えて届け出るものとする。

(2) 提出書類

変更内容等についてまとめた所定の様式「認証評価後の重要な変更の内容等」（届出様式2）のほか、変更内容を確認できる資料を適宜提出すること。当該変更が学則の変更を伴う場合には、学則変更部分の新旧対照表（様式任意）と変更後の学則を必ず添付すること。

また、専任教員の大幅な異動に関する届出の場合には、基礎要件データ表9「専任教員数」、表10「教授の割合」、表11「実務家教員」、表12「みなし専任教員」、表13「専攻分野における業績、技術・技能又は知識・経験及び高度の教育上の指導能力」（新任教員分のみ）、表14「専任教員の年齢構成」、表15「専任（兼任）教員」、「専任教員の担当科目や授業時間数（専攻全体）」（大学固有で作成している資料を提出又は2022年度までの基礎データ表3を代用することも可）、「専任教員の教育・研究業績（新任教員分のみ）」（大学固有で作成している資料を提出又は2022年度までの基礎データ表4を代用することも可）を必ず添付すること。

なお、届出の後に、必要な資料の追加を本協会から依頼する場合がある。

(3) 提出部数

各1部

ただし、必要に応じて、部数の追加を本協会から依頼する場合がある。

(4) 提出先

本協会 評価事業部 評価第2課「デジタルコンテンツ系専門職大学院認証評価担当」

以上